

事業主 殿

(この案内書は受講者にも周知してください)

公益社団法人 愛媛労働基準協会
(TEL 089-927-7730)

令和元年度下期 職長・安全衛生責任者教育又は職長教育開催案内

下記 1 の業種の事業場において新たに職長に就く者に対する安全衛生教育の実施が、労働安全衛生法で義務づけられています。また、建設業の事業場で新たに安全衛生責任者の業務に就く者に対して、混在作業から発生する災害防止のための教育の実施が規定されているところです。職長等は、第一線において部下を直接指揮して業務を推進する立場にあり、労働災害の防止についても重要な役割を担っています。このようなことから、当協会では新たに職長、職長・安全衛生責任者に就く者に対する教育を事業主に代わって実施することとし、下記 2 のとおり職長教育（12時間）に安全衛生責任者教育のカリキュラム 2 科目（2 時間）を加えることで、職長・安全衛生責任者教育及び職長教育を同一日に実施することにしました、**コースを選択することにより職長教育又は職長・安全衛生責任者教育のどちらかを受講することができるようになりましたので、「職長教育」又は「職長・安全衛生責任者教育」のどちらか希望を明記のうえ受講申し込んでください。**

なお、当協会が行う職長・安全衛生責任者教育は製造業等の事業場内で設備工事等の仕事を行う方を対象として行います。それ以外の建設業関係については「建設業労働災害防止協会愛媛支部（TEL 089-943-5330）」が建設業を対象とした職長・安全衛生責任者教育を実施しておりますので、ご照会ください。

※ 労働安全衛生法第60条 「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務に就くこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く。）に対し、次の事項について、厚生労働省で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」

※ 建設業における安全衛生責任者教育については、「平成18年 5 月12日付け基発第0512004号」

1 職長教育の実施が義務づけられている業種

(1) 建設業

(2) 製造業 ただし、次に掲げるものを除く。

イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）

ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）

ハ 衣服その他の繊維製品製造業

ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く。）

ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業

(3) 電気業 (4) ガス業 (5) 自動車整備業 (6) 機械修理業

2 科目、時間

教 育 科 目	時 間
【職長教育】	
作業手順の定め方、労働者の適正な配置の方法	2.0時間
指導及び教育の方法、作業中における監督及び指示の方法	2.5時間
危険性又は有害性等の調査の方法、危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置、設備、作業等の具体的な改善の方法	4.0時間
異常時における措置、災害発生時における措置	1.5時間
作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法、労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法	2.0時間
安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令等の関係条項	1.0時間
安全施行サイクル、安全工程打合せの進め方	1.0時間
【職長・安全衛生責任者教育】	
上記「職長教育」の科目に加え	
安全衛生責任者の役割、安全衛生責任者の心構え、労働安全衛生関係法令等の関係条項	1.0時間
安全施行サイクル、安全工程打合せの進め方	1.0時間

—その都度の案内はいたしませんので、この日程表を紛失しないようご注意ください。—

3. 開催日及び会場、定員

開催日	会場	定員
10月28日(月)・29日(火)	西条商工会館（西条市朔日市779-8）	48名
11月25日(月)・26日(火)	愛媛労働基準協会（松山市南江戸1-13-21）	
12月24日(火)・25日(水)	西条商工会館（西条市朔日市779-8）	
1月15日(水)・16日(木)	愛媛労働基準協会（松山市南江戸1-13-21）	
2月19日(水)・20日(木)	西条商工会館（西条市朔日市779-8）	
3月3日(火)・4日(水)	愛媛労働基準協会（松山市南江戸1-13-21）	

〈開講及び閉講時間〉

【職長教育】

開講：9時 閉講：17時

【職長・安全衛生責任者教育】

開講：9時 閉講：18時

4. 受講料・テキスト代・資料代

(10%消費税込)

受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	資料代 (税込)	合計金額 (税込)
職長教育のみ 会 員 9,900円	880円	300円	11,080円
一 般 14,300円			15,480円
職長・安全衛生責任者 会 員 11,000円	1,540円	500円	13,040円
一 般 15,400円			17,440円

※ テキストについて 当日渡しになります。但し事前に欲しい方は受付時に支部へ申し出てください。
テキスト改訂の場合はテキスト代が変更する場合があります。予めご了承下さい。

5. 申込方法

(1) 愛媛労働基準協会ホームページ掲載、又は各支部に備付けの受講申込書に必要事項を記入の上、受講料、テキスト代及び資料代を添えてお申し込みください。 **注) 申込は、コース選択制の申込書にてお願い致します。**

(2) **締切日：講習開始日14日前**

受付は講習開催日の2ヶ月前より開始し、定員になり次第締切りますので速やかに申し込んでください。

6. その他

(1) 納入した受講料は、欠席した場合でもお返しいたしません。ただし、開講日の前日（前日が土、日、祝日の場合はその前の日）までに受講取消の申出があった場合のみ受講料を返金いたします。

(2) 開講時間に遅れる等、受講時間数が不足したときは修了証を交付できませんのでご注意ください。

(3) 松山会場（愛媛労働基準協会）には駐車場がありません。

〈申込・問合せ先〉 お近くの支部へお問い合わせ、又はお申し込みください。

支部名	所在地	電話番号	支部名	所在地	電話番号
松山支部	松山市南江戸1-13-21	(089) 927-7731	新居浜支部	新居浜市泉宮町5-8 ユアーズオフィスコート103	(0897) 37-3550
今治支部	今治市常盤町4-5-4 今治中央ビル2階	(0898) 22-6806	八幡浜支部	八幡浜市江戸岡1-1-14	(0894) 22-2296
宇和島支部	宇和島市丸の内1-3-20 宇和島バスセンター2階	(0895) 25-8867	四国中央支部	四国中央市妻鳥町2608-1	(0896) 29-5511